

## 佐賀県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十一年六月十九日

佐賀県知事 古 川 康

### 一 施行者の名称

唐津市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

相知都市計画下水道事業 唐津市公共下水道（相知処理区）

### 三 事業施行期間

平成六年一月十四日から

平成二十七年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 平成六年佐賀県告示第二十二号、平成十一年佐賀県告示第二

百五十号、平成十三年佐賀県告示第四百十四号及び平成十八年

佐賀県告示第百五号の事業地に唐津市相知町町切字野添、字浦

畑、字明神山、字馬谷及び字下の原並びに相知町楠字井の淵及

び字椴の木を加える。